

重要事項説明書

一通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

当事業所は利用者に対して、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（以下総評して、「通所リハビリテーションサービス」とします）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

事業者名	学校法人藤田学園
所在地	愛知県豊明市沓掛町田楽ヶ窪 1 番地98
連絡先（代表）	T E L 0562-93-2800
代表者	理事長 星長 清隆
成立年月日	1964（昭和39）年 9 月24日
URL	https://www.fujita-hu.ac.jp/

2. 事業所

事業所名	藤田医科大学七栗記念病院 デイケアセンター
所在地	三重県津市大鳥町 4 2 4 番地 1 6
連絡先	T E L 059-252-1555 F A X 059-252-1383
営業日	月曜日～金曜日 ※年末年始（12月29日～1月3日）は休業
営業時間	月曜日～日曜日 午前8時45分～午後5時
指定事業所番号	介護保険 平成11年11月1日 三重県指定 第2410505883号

3. 事業所の責任者

管理者	平野 哲
連絡先	T E L 059-252-2745

4. 事業実施地域

事業所の通常の事業の実施地域	(1) 津市（神戸、片田町、一志町、白山町三ヶ野、白山町二本木） (2) 津市（旧久居市区域）（稲葉町、大鳥町、川方町、木造町、榊原町、庄田町、須ヶ瀬町、中村町、新家町、久居相川町、久居一色町、久居井戸山町、久居射場町、久居烏木町、久居小野辺町、久居小戸木町、久居北口町、桜が丘町、久居幸町、久居新町、久居寺町、久居中町、久居西鷹跡町、久居二ノ町、久居野口町、久居野村町、久居旅籠町、久居東鷹跡町、久居藤ヶ丘町、久居本町、久居緑が丘町、久居明神町、久居持川町、久居元町、久居万町、戸木町、牧町、森町） (3) 松阪市（嬉野天花寺町、嬉野中川町）
----------------	--

5. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	事業所は、在宅で生活を行っている介護保険の認定を受けた、要支援・要介護の状態にある利用者へ、リハビリ・入浴・食事・レクリエーション等のサービスを提供します。
運営方針	利用者が、要支援・要介護状態であっても可能な限り、その住居において個々の有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように配慮し、利用者の選択に基づいて通所リハビリテーションサービスを提供します。

6. 職員体制

職種	職務内容	人員数
管理者（医師）	医学的管理	1名
医師	上記同様	2名
看護師	必要な看護の提供	5名
介護福祉士	必要な介護の提供	3名
診療補助	上記同様	1名
理学・作業療法士	訪問介護の実施	2名
歯科衛生士	口腔ケア及び評価	1名
管理栄養士	食事等の提供および栄養状態の評価	1名

7. 通所リハビリテーションサービスの内容と利用料金

(1) サービスの内容

1 リハビリテーション

理学療法士、作業療法士により、利用者の潜在する能力を最大限に引きだし、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促す効果的なリハビリテーションを提供します。

2 食事サービス

栄養士の立てる献立表により、食事を提供します。また、食事の準備・摂取の介助・後片付け・その他必要な食事の介助を行います。

3 入浴サービス

一般浴槽又は特殊浴槽による入浴を提供します。また、衣類の着脱、身体の清拭・洗髪・その他必要な介助を行います。

4 排泄の介助

利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。

5 健康状態の確認

体温・血圧測定など利用者の全身状態の確認を行います。

6 送迎サービス

専用車両によりご自宅から事業所までの送迎を行います。

7 相談、助言等

利用者とその家族からの相談に応じます。

(2) サービスの提供時間

月曜日～金曜日 午前9時30分～午後3時45分

(送迎の時間は上記に含んでいません)

※利用者の健康上に問題がある場合、感染症等が明らかになった場合は、サービスの
変更、中止をする場合がありますので、速やかに事業所に連絡してください。

※利用者の都合により、利用中止・利用日変更を行う場合は、当日の朝8時までに連
絡してください。

※悪天候時、災害・事故が発生した場合は、サービスの時間変更、中止を依頼する場
合があります。

(3) 利用料金 (2024年6月1日現在)

デイケアセンターの利用料金一覧 (介護保険)

①介護保険適応の通所リハビリテーション

基本サービス利用料

項目		自己負担額			単位数
		1割	2割	3割	
6時間以上7時間未満	要介護1	739円	1478円	2216円	715単位
	要介護2	879円	1757円	2635円	850単位
	要介護3	1014円	2027円	3041円	981単位
	要介護4	1175円	2350円	3524円	1137単位
	要介護5	1333円	2666円	3998円	1290単位
リハビリテーション提供体制加算		25円	50円	75円	24単位
3時間以上4時間未満	要介護1	503円	1005円	1507円	486単位
	要介護2	584円	1168円	1751円	565単位
	要介護3	665円	1329円	1993円	643単位
	要介護4	768円	1536円	2303円	743単位
	要介護5	870円	1740円	2610円	842単位
リハビリテーション提供体制加算		13円	25円	38円	12単位

その他利用料

項目		自己負担額			単位数
		1割	2割	3割	
リハビリテーションマネジメント加算 (月額)	6月以内	820円	1639円	2458円	793単位
	6月超	489円	978円	1466円	473単位
リハビリ事業所の医師が利用者・ 家族に説明し同意を得た場合		279円	558円	837円	270単位
退院時共同指導加算		620円	1240円	1860円	600単位
移行支援加算		13円	25円	38円	12単位
短期集中個別リハビリテーション実施加算 (3月未満)		114円	228円	341円	110単位
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 Ⅰ		248円	496円	744円	240単位
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 Ⅱ		1984円	3967円	5951円	1920単位
生活向上リハビリテーション実施加算 (6月未満)		1292円	2583円	3874円	1250単位
入浴介助加算(Ⅰ)		42円	83円	124円	40単位
サービス提供体制強化加算Ⅰ		23円	46円	69円	22単位
口腔機能向上加算Ⅰ		155円	310円	465円	150単位
栄養改善加算		207円	414円	620円	200単位
栄養アセスメント加算		52円	104円	155円	50単位
中重度者ケア体制加算		21円	42円	62円	20単位
科学的介護推進体制加算		42円	83円	124円	40単位
重症療養管理加算		104円	207円	310円	100単位

理学療法士等体制強化加算	31円	62円	93円	30単位
送迎減算（片道）	△49円	△98円	△146円	△47単位

※短期集中リハビリテーション実施加算の期間は、退院・退所後又は認定日から起算します。
実費分（税抜）

項目	自己負担額	単位
食事	690円	1日につき
おやつ	100円	1日につき
温泉利用料	200円	1日につき
コーヒー・紅茶	100円	1杯につき※希望者
おむつ（2種類）	170円	1個につき※希望者
	30円	

②介護保険適用の介護予防通所リハビリテーション
基本サービス利用料

項目	自己負担額			単位数
	1割	2割	3割	
要支援1（月額）	2343円	4686円	7029円	2268単位
要支援2（月額）	4368円	8736円	13103円	4228単位

その他利用料

項目	自己負担額			単位数	
	1割	2割	3割		
一体的サービス提供加算	496円	992円	1488円	480単位	
サービス提供体制加算 Iイ	要支援1	91円	182円	88単位	
	要支援2	182円	364円	176単位	
口腔機能向上加算 I	155円	310円	465円	150単位	
栄養改善加算	207円	413円	620円	200単位	
栄養アセスメント加算	52円	104円	155円	50単位	
口腔・栄養スクリーニング加算 I	21円	42円	62円	20単位	
生活行為向上リハビリテーション実施加算	6月以内	581円	1162円	1742円	562単位
科学的介護推進体制加算	42円	83円	124円	40単位	

実費分（税抜）

項目	自己負担額	単位
食事	690円	1日につき
おやつ	100円	1日につき
温泉利用料	200円	1日につき
コーヒー・紅茶	100円	1杯につき※希望者
おむつ（2種類）	170円	1個につき※希望者
	30円	

※自己負担額は介護保険負担割合証の定めによって1割又は2割、3割が決定されます。
※給付制限のある方にはこの限りではありません。

8. 利用料及びその他の費用

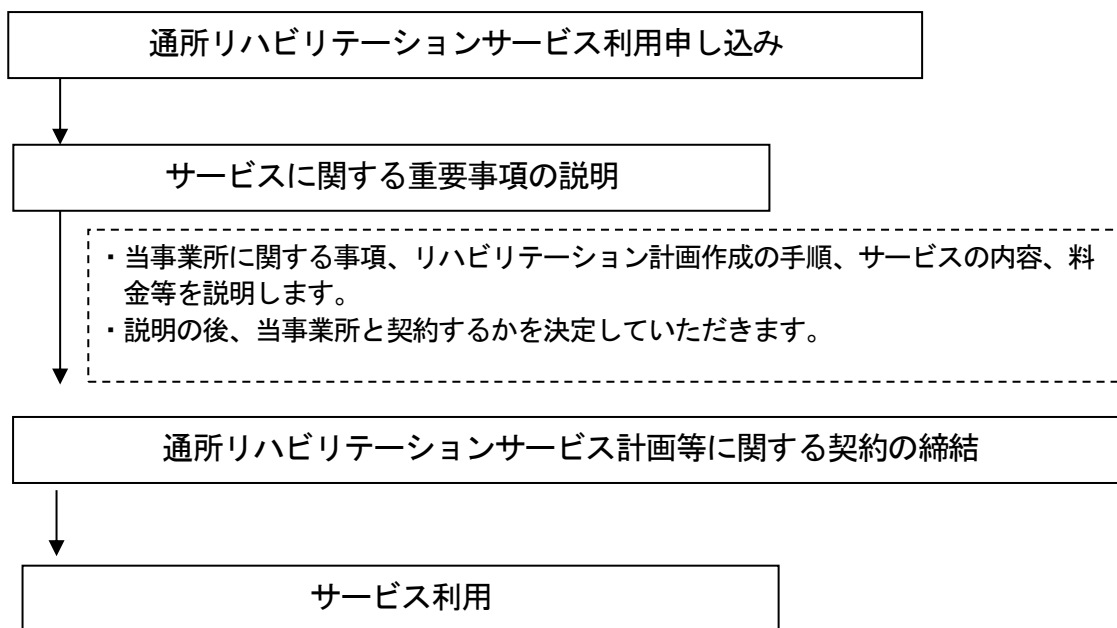
1. 事業者はサービスの開始に先立ち、次の各号に掲げる書類を確認するものとし、利用者はこれに協力するものとし、
 - (1) 健康保険証
 - (2) 医療受給者証
 - (3) 介護保険証
 - (4) その他サービスの提供の要件を確認するための書類
2. 事業者のサービスの利用料（2024年6月1日より改定）については、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険から自己負担分を除く利用料に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、その自己負担分を除く部分については利用者の自己負担はありません。
3. サービスの利用料は、介護報酬告示上の額とし、事業者が法律の規定に基づいて、法定代理受領となる場合の利用者の自己負担部分は、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とし、具体的には、別紙2に定めるとおりとなります。
4. 事業者は、介護保険法等の関連法の適用を受けないサービスがある場合は、予めその利用料について説明し同意を得ます。
5. 事業者は、介護給付費体系の変更があった場合は、利用料金を変更することができるものとし、
6. 事業者は、前項の場合を含め、利用者に利用料金の変更がある場合は予め説明し同意を得るものとし、なお、利用者は、利用料金の変更に応じられない場合は、事業者に対し書面で通知しこの契約を解約することができます。

9. 支払方法

1. 事業者は、利用料、その自己負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用（以下併せて「利用料等」とします）を、毎月末日に締切り請求します。
2. 前項の請求書は、翌月10日以降に担当者から利用者に交付するものとし、ただし、利用を中断し、利用実績のない利用者については、郵送により交付するものとし、
3. 利用者は、毎月26日を振替日として、預金口座振替により支払うものとし、新規利用等で手続きに間に合わない場合は、現金又は銀行振込の方法により、翌月末日までに、自己負担額及びその他費用に相当する額を支払うものとし、ただし、介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険から利用料等に相当する給付を受領すること（法定代理受領）ができない場合は、「自己負担額及びその他費用に相当する額」を「利用料等の全額」に読み替えるものとし、
4. 前項ただし書により利用料等の全額を支払ったときは、利用者は、事業者が利用者に対し発行するサービス提供証明書を後日、保険者たる市町村の窓口へ提出することで、払い戻しを受けることができます。
5. 事業者は、利用料金を受領した場合は、領収書を発行するものとし、

10. サービスの提供の手順

サービスの提供の手順は、次のとおりです。



11. サービス提供の記録

1. 提供したサービスに関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。
2. 事業者は、サービスの提供に関する記録を作成し、サービスを提供した日から20年間保存するものとします。
3. 利用者は、事業者の営業時間内にその事業者の所在地にて、当該利用者に関する前項のサービスの提供に関する記録を閲覧できます。
4. 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービスの提供に関する記録の複写物の交付を受けることができます。なお、この場合、複写に要する実費を徴収致します。
5. 第12条第1項及び第2項の規定により、利用者又は事業者が解約を書面で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は直近の通所リハビリテーション計画及びその実施状況に関する書面を作成し、利用者へ交付します。
6. 事業者は、一定期間ごとにサービス提供状況、目標達成の状況等について報告書等の記録を作成し利用者へ提出します。

12. 利用中止・変更

1. 利用者の都合により、利用中止・利用日変更を行う場合は、下記の連絡先に利用当日の**午前8時まで**にご連絡ください。

連絡先 藤田医科大学七栗記念病院ダイケア

直通 059-252-2745 代表 059-252-1555

2. 営業日の午前7時30分に『大雪警報』『暴風警報』『大雨警報』『暴風雪警報』が発令されている場合はサービスの提供は中止となります。また、前日の午後4時の時点で翌日に『大雪警報』『暴風警報』『大雨警報』『暴風雪警報』『大雪特別警報』『暴風特別警報』『大雨特別警報』『暴風雪特別警報』のいずれかが発令することが予想され、かつ津市内の小中学校が全面的に休止となることが決定した場合は、事業所の営業を中止いたします。

3. 前項にかかわらず、警報が発令されている場合でも当地域で台風等が通過して送迎に影響がないと判断した場合は通常どおり営業を行います。なお、当日の営業の中止等は営業日の午前7時30分から午前8時の間に事業所より電話でご連絡します。また、事業所が迎えに伺った時点で、利用者の判断で利用を中止することができます。
4. 警報が営業日の午前7時30分以降に発令された場合はデイケアへの送迎を行い、その後の台風や雪の状況に応じてサービスの利用時間の短縮等を検討し、通常時間以外の送りとなる場合は、事業所より電話連絡いたします。その際、電話連絡が取れない場合や家族が留守にしている等で支障がある利用者は事業所が通常の間で送迎をいたします。

13. 担当者の変更等

1. 事業者の都合により、担当職員を交代することがあります。なお、担当職員を交代する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう配慮するものとします。
2. 利用者は、選任された担当職員の交代を希望する場合は、当該職員が業務上不適切と認められる事情その他交代を希望する理由を明らかにして、事業者に対して担当職員の交代を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の職員を指名することはできないものとします。
3. 事業者は、担当職員が体調不良などの理由により担当できない場合は、代替りの職員を訪問させることができるものとします。

14. 利用者の解除権

1. 利用者は、事業者に対して、5日前までに書面で通知をすることにより、いつでもこの契約を解除することができます。
2. 利用者は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項にかかわらず、即時にこの契約を解除することができます。
 - (1) 正当な理由なく、この契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しないとき
 - (2) この契約に基づく秘密保持義務に違反したとき
 - (3) 利用者の身体、財産もしくは名誉を毀損し、又は著しい背信行為を行うなど、この契約を維持し難いとき

15. 事業者の解除権

1. 事業者は、次のいずれかに該当する場合、利用者に対して、1ヵ月間の予告期間において理由を示した書面で通知をすることにより、この契約を解約することができます。なお、この場合、事業者は当該地域の他の通所リハビリテーションサービス事業者に関する情報を利用者へ提供します。
 - (1) 利用者又はその家族等が事業者や職員等に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行ったとき
 - (2) 利用者が正当な理由なく利用料を2ヵ月以上滞納した場合において、事業者が1ヵ月以内の期限を定めて催告しても、なお支払わないとき
 - (3) 利用者又はその家族等が正当な理由なく又は故意にサービスの利用に関する指示に従わず、要介護（支援）状態等を悪化させたとき、又は常識を逸脱する行為に及び、改善しようとしなないなどの理由で、この契約の目的が達せられないと事業者が判断したとき

- (4) 利用者又はその家族等が暴行、脅迫、性的嫌がらせその他担当者がサービスを実施できないと事業者が判断する行為に及んだとき
 - (5) 事業の廃止、縮小を決定したとき
 - (6) その他やむを得ない事情があるとき
2. 事業者は、前項各号のいずれかに該当するときは、解除の効力が生じるまでサービスの提供を中止できるものとします。

16. 契約の終了

1. この契約の別に定める場合を除き、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、この契約は当然に終了するものとします。
- (1) 利用者が要介護（支援）認定を受けられなかったとき
 - (2) 利用者が介護保険施設や医療施設等へ入所又は入院等をしたとき
 - (3) 利用者において、サービスの必要性がなくなったとき
 - (4) 利用者が死亡したとき
2. 12項乃至本項のいずれの場合でも相互に解約料の支払いは発生しないものとします。

17. 秘密保持・個人情報の使用

1. 事業者及び担当者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。また、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者の雇用契約の内容とします。この秘密保持義務は契約終了後も同様です。
2. 事業者は、利用者から予め書面で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いないものとします。
3. 事業者は、利用者の家族から予め書面で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いないものとします。
4. 第2項及び第3項の書面による同意の有効期間は契約書の有効期間と同一となります。
5. 事業者は、利用者の事前の書面の同意があるときは、事業者が運営する藤田医科大学の学生を教育のため、帯同させることができるものとします。なお、当該学生についても第1項に準じて守秘義務を負わせるものとし、サービス担当者会議等に同席する場合については第2項及び第3項を準用するものとします。
6. 利用者及び家族は、第2項及び第3項の同意をしないことにより、サービス担当者会議においてサービスの調整ができず、一体的なサービスが提供できない場合があることを了解するものとします。
7. 前各項の定めにかかわらず、利用者及び事業者は、事業者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に基づく通報を行っても、この規定に基づく秘密保持義務違反とならず、債務不履行、不法行為又は事務管理などいかなる構成によってもその責任を負わないことを確認します。
8. 事業者は、利用者が事業者所定の方法により、利用者又は家族の個人情報の開示、訂正・追加・削除又は利用停止を求めたときは、法令及び事業者の規則に従って対応するものとします。なお、開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。

18. 教育、研究機関としての体制

1. 事業者は、学校法人により運営され、教育・研究機関としての役割も担っております。したがって、事業者より学生等の見学・実習をさせていただくことをお願いする場合があります。なお、その場合にも利用者に対し、サービス提供時に見学・実習させていただきたい旨を、事前に説明し、同意を得てから行うものとします。
2. 利用者は、学生の見学・実習に同意をいただいた後も随時撤回することができます。なお、この撤回により利用者がサービスの提供に関し、不利益を被ることはありません。

19. 損害賠償及び損害保険への加入

1. 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。なお、事業者は、損害の賠償に備え、損害賠償保険に加入しておりますので、当該保険契約の内容（保険会社名、適用対象及び補償範囲）について確認されたい場合は、当事業所までお問い合わせください。
2. 利用者は、サービスを受けるに伴って、利用者の責に帰すべき事由により事業者（職員を含む）に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。

20. 身分証携行義務

担当者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者や利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

21. 家族への通知

事業者は、利用者が希望する場合は、利用者に通知するのと同様の通知を家族代表へも行うものとします。

22. 緊急時の対応

1. サービスの利用中に利用者が体調不良となった場合は、すぐにご家族に連絡し、現状を説明し、藤田医科大学七栗記念病院（以下、当院とします）にて治療を受けるか、他院（かかりつけ医師）に受診するかを確認するものとします。
2. 前項の場合、自宅への送り及び他院受診はご家族にて、お願いします。ただし、救急車による救急搬送が必要な場合は当院外来を通じて、手配いたします。

23. 虐待防止に関する事項

1. 事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のために、藤田医科大学七栗記念病院虐待防止指針に則り、次の各号に掲げる措置を講じます。
 - (1) 当院における藤田医科大学七栗記念病院虐待防止委員会（以下、虐待防止委員会とします）の定期的な開催
 - (2) 虐待防止委員会における審議事項に係る経過及び結果の、構成員に対する周知徹底
 - (3) 利用者に対する虐待を防止するための構成員に対する研修の実施
 - (4) 利用者及び利用者の家族等高齢者を現に養護する者（以下、養護者とします）からの通報の受付体制の整備
 - (5) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
 - (6) その虐待防止のために必要と認める措置
2. 構成員は、事業者の構成員、又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見

した場合は、速やかに管理者を経由し、担当の地域包括支援センターに報告するとともに、津市に通報します。

3. 虐待防止委員会の構成及び運営については、別に定めます。

24. 業務継続計画の策定等

1. 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、業務継続計画とします）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
2. 事業者は、構成員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
3. 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

25. 衛生管理等

1. 事業者は、デイケアセンターにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。
 - (1) 当院における、デイケアセンターに係る感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討するための委員会の年2回以上の開催
 - (2) 構成員に対する前号に掲げる委員会における審議の経過及び結果の周知徹底
 - (3) 当院における、デイケアセンターに係る感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
 - (4) 事業者の構成員に対する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施
2. 前項第1号に定める委員会については、別に定めます。

26. 留意事項

1. 当院は敷地内全面禁煙です。
2. 当院は、利用者の安全を確保するために、来所者の確認を行います。利用者のご家族又はご友人がご来所された際に『面会カード』に記入していただきますので、あらかじめ了承するものとします。
3. 危険物及び不要な飲食物(お酒等)の持ち込みはご遠慮ください。
4. ご自宅において飼育されている小動物等は送迎職員に危害が及ばぬよう適切な管理をお願いします。

27. 相談窓口

デイケアセンターに関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお申し出ください。

サービス相談窓口	藤田医科大学七栗記念病院デイケア
担当者	サービス提供責任者 加藤みゆき
TEL	059-252-2745
FAX	059-252-1383
受付時間	月曜日～金曜日 午前8時45分～午後5時 ※12月29日～1月3日は受付を休止させていただきます。

介護保険の苦情や相談に関しては他に、下記の相談窓口があります。

相談窓口	TEL
------	-----

三重県国民健康保険団体連合会 受付時間 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）	059-222-4165
津市役所 介護保険課 受付時間 午前9時～午後5時15分（土・日・祝日を除く）	059-229-3149
三重県健康福祉部 長寿介護課 居宅サービス班 受付時間 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）	059-224-2262

28. 重要事項説明書の変更

重要事項説明書に記載した内容に変更が生じるときは、変更事項について書類を交付して、口頭で説明の上、利用者の同意を得るものとします。

通所リハビリテーションサービスの提供開始にあたり、利用者に対して、この書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

事業者 所 属 藤田医科大学七栗記念病院デイケアセンター
説明者 印

説明・交付の時間 西暦 年 月 日 時 分

説明・交付の場所 利用者の住所

利用者（代理人がいる場合は代理人）は、この書面により上記の日時・場所において、事業者から重要事項の説明を受けました。

西暦 年 月 日

利用者 住 所 _____
氏 名 _____ 印

（代理人を選定した場合）

上記代理人 住 所 _____
氏 名 _____ 印
続 柄 _____